

# 就労が認められる在留資格の技能水準

専門的・技術的分野

## 「高度専門職(1号・2号)」

「教授」  
「技術・人文知識・国際業務」  
「介護」  
「技能」等

### (※)検討中とされる14分野

介護、ビルクリーニング、農業、漁業、  
飲食料品製造業、外食業、素形材産業  
(鋳造など)、産業機械製造業、  
電子・電気機器関連産業、建設業、  
造船・船用工業、自動車整備業、  
航空業、宿泊業

## 新たに創設する在留資格(14分野で検討中(※))

### 「特定技能2号」

- 在留期間：更新許可時の在留期間
- 技能水準：熟練した技能
- 家族の帯同：可能(配偶者、子)
- 入国・在留を認めた分野での転職可

・業所管省庁が定める一定の試験に合格すること等で移行が可能

### 「特定技能1号」

- 在留期間：通算で上限5年
- 技能水準：相当程度の知識又は経験を必要とする技能
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 入国・在留を認めた分野での転職可
- 日本語能力水準：受入れ分野毎に業務上必要な能力水準を試験等で確認
- 技能実習2号を修了した者は技能水準及び日本語能力水準の試験を免除

## 「技能実習」

- ：国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度
- ・イ(企業単独型)、ロ(団体監理型)の別があり、それぞれに技能実習1号(1年目)、技能実習2号(2～3年目)、技能実習3号(4～5年目)がある。
- ・技能実習2号への移行対象職種は77職種139作業(平29.12 現在)とされている。

非専門的・技術的分野

# 水産改革の目的は？

●水産資源を維持回復 → 資源管理の強化(TAC、IQ、ITQ?)

沿岸漁業(家族漁業)の縮減

●養殖・沿岸漁業の発展のため海面利用を見直す

- ・漁業権付与の優先順位の廃止
- ・海区漁業調整委員会における漁業者委員の公選制を知事の任命制へ

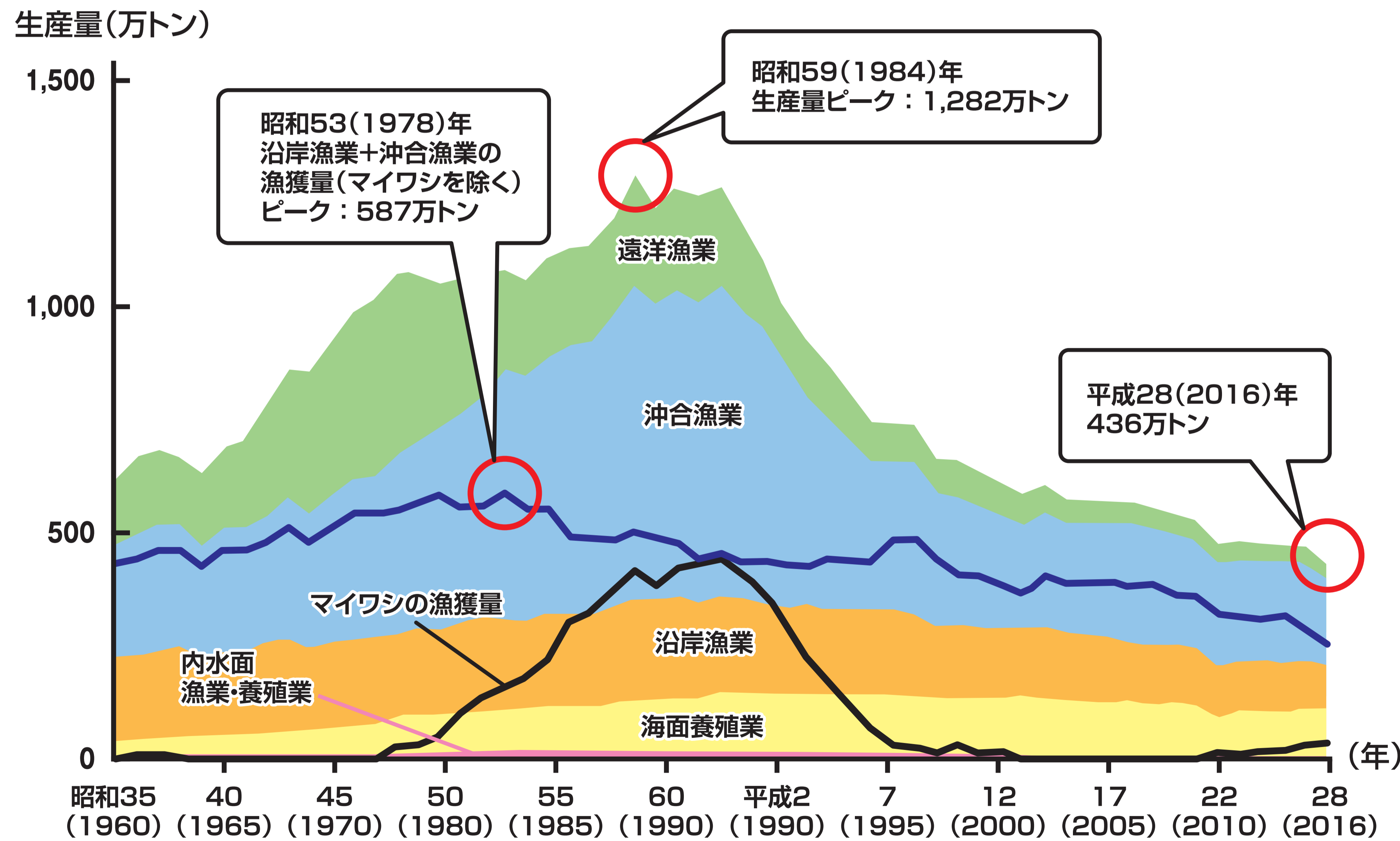
空き漁場を作って企業や外資の参入を促進させる

その結果…

- ◎家族漁業、漁村、浜のくらしの崩壊
- ◎魚価の乱高下
- ◎国民の食糧供給の不安定化
- ◎水産資源利用による利益が地域から流出(海外流出も?)

# 日本の漁業生産量の推移

- 日本の漁業生産量は、昭和59(1984)年にピーク(1,282万トン)に達した後、昭和63年頃から平成7年頃にかけて急速に減少し、その後も暫減傾向。
- 昭和63年頃からの生産量の急速な減少の主要因は、①資源量が周期的に大きく変動するマイワシ資源の減少、②各国の排他的経済水域(EEZ)の設定による遠洋漁業の縮小であるが、マイワシや遠洋漁業により漁獲される魚種を除いても、減少傾向。



		平成28年 (2016年) (万トン)
生産量	合計	436
	海面	430
	漁業	327
	遠洋漁業	34
	沖合漁業	194
	沿岸漁業	99
	養殖業	103
	内水面	6
漁業	3	
養殖業	3	